## 平成28年度 西栗倉村当初予算

平成 28 年度の一般会計予算は、昨年の 8.5%増となっています。主な増加要因としまして、簡易水道施設の大規模修繕費(78,720 千円)、農業集落排水施設の大規模修繕費(40,948 千円)、木質バイオマスボイラー導入費(68,340 千円)、地域おこし協力隊事業(79,166 千円)、単身・夫婦住宅建設費(84,000 千円)となります。平成 29 年度には、託児所として使用している「子ども館」の建替えを予定しており、今年度は、建替えに伴う設計費・木材調達費等の予算を計上しています。公共施設の建替えについては、庁舎・多目的ホール・図書館・子育て支援施設が予定されています。その最初の建設が「子ども館」となります。十分な耐震性能を持った施設を建設することは当然であり、加えて村産木材を活用し、「百年の森林構想」を象徴した施設にしたいと考えています。同時に設備の維持管理も含め、将来において過度な財政負担とならないよう配慮していきます。

### □会計別予算状況 (単位: 万円)

		平成28年度	平成27年度	増減率
	合計	314,220	296,167	6.1%
	一般会計	222,536	205,104	8.5%
	国民健康保険事業	22,799	23,322	<b>▲</b> 2.2%
特	国保施設(直診)事業	6,634	6,624	0.2%
別	後期高齢者医療事業	2,291	2,002	14.4%
特別会計	介護保険事業	23,180	21,624	7.2%
計	介護サービス事業	1,404	1,314	6.8%
	小 計	56,308	54,886	2.6 %
	簡易水道事業	14,294	9,724	47.0%
<b>企</b>	農業集落排水事業	11,348	18,473	▲38.6%
莱	観光事業	0	195	<b>▲</b> 100.0%
企業会計	森林管理事業	9,734	7,785	25.0%
61	小 計	35,376	36,177	2.2%

### □ 一般会計を村民1人あたりに換算してみると…

	1 人あたり予算額	一世帯あたり :	予算額
総額	1,471 千円	3,857	千円
うち (平成2	8年2月末現在人口:1,51人(	外国人含む) 世帯数:	577世帯)
農業振興などに	7.9 千円	208	千円
林業振興などに	69 千円	182	千円
道路整備・管理・除雪などに	102 千円	267	千円
観光振興などに	60 千円	156	千円
高齢者福祉・児童福祉などに	235 千円	616	千円
保健・医療対策などに	3.6 千円	9 4	千円
学校教育などに	78 千円	205	千円
生涯学習・図書館などに	3 3 千円	8 7	千円
議会に	30 千円	7 8	千円
住宅管理などに	2 千円	5	千円
過疎対策などに	171 千円	4 4 8	千円
選挙・戸籍事務・自治振興などに	171 千円	449	千円
積立(貯金)に	73 千円	192	千円
借入金の返済に	177 千円	465	千円
消防・防災対策に	3.4 千円	8 8	千円
環境保全・新エネルギーなどに	108 千円	283	千円
その他	13 千円	3 5	千円

# 一般会計 歳入・歳出

#### □一般会計 歳入

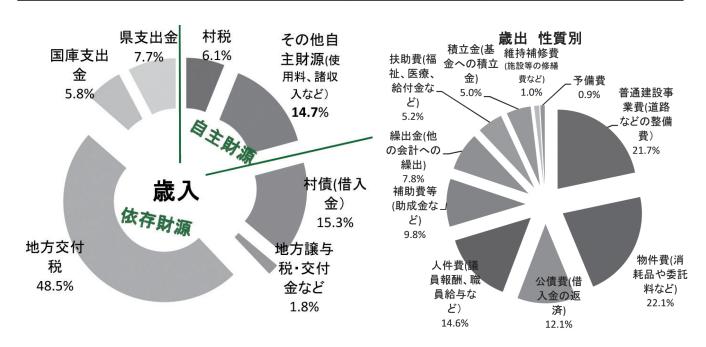
- /	114	1		E	m	١
- (	丰	12	•	Ŋ	M,	,

		平成28年度	平成27年度	増減額	比率
	歳入総額	222,536	205,104	17,432	100
自	村税	13,633	13,721	▲88	6.1
自主財源	その他自主財源 (使用料、繰入金、諸収入など)	32,695	24,622	8,073	1 4. 7
	村債(借入金)	34,010	17,363	16,647	15.3
依存財源	地方譲与税・交付金など	4,084	3,234	8 5 0	1.8
源	地方交付税	108,005	102,390	5,615	48.5
	国庫支出金	12,923	18,180	▲5,257	5.8
	県支出金	17,186	25,594	▲8,408	7.7

#### □一般会計 歳出 性質別

(単位	:	万	円)
/ — I—	-	75	,

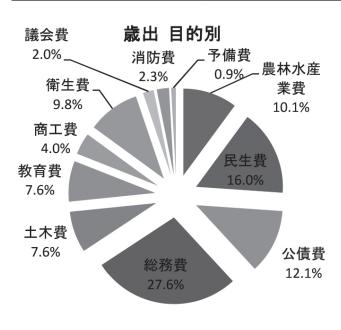
	平成28年度	平成27年度	増減額	比率
歳出総額	222,536	205,104	17,432	100
普通建設事業費	48,279	38,101	10,178	21.7
(道路などの事業費)	, , , , ,		,	
物件費(消耗品や委託料など)	49,196	44,444	4,752	22.1
公債費(借入金の返済)	26,838	30,840	<b>▲</b> 4,002	1 2 . 1
人件費(議員報酬、職員給与など)	32,436	31,105	1,331	14.6
補助費等(助成金など)	21,716	25,624	▲3,908	9.8
繰出金(他の会計への繰り出し)	17,322	12,545	4,777	7.8
扶助費(福祉、医療、給付金など)	11,468	11,108	3 6 0	5.2
積立金 (基金への積立金)	11,096	7,305	3,791	5.0
維持補修費(施設等の修繕費など)	2,185	2,017	168	1.0
予備費	2,000	2,015	<b>▲</b> 15	0.9



#### □一般会計 歳出 目的別

	334				-	ı
- (	88	477	•	Ъ	ш١	۱
٠,	-	74		//	J/	,

	平成28年度	平成27年度	増減額	構成比
歳出総額	222,536	205,104	17,432	100
農林水産業費	22,481	32,381	<b>▲</b> 9,900	10.1
民生費	35,516	33,245	2,271	16.0
公債費	26,838	30,840	<b>▲</b> 4,002	12.1
総務費	61,455	34,404	27,051	27.6
土木費	17,023	15,857	1,166	7.6
教育費	16,888	15,366	1,522	7.6
商工費	9,011	9,146	<b>▲</b> 135	4.0
衛生費	21,738	22,839	<b>▲</b> 1,101	9.8
議会費	4,499	4,727	<b>▲</b> 228	2.0
消防費	5,087	4,284	803	2.3
予備費	2,000	2,015	<b>▲</b> 15	0.9



#### □一般会計分 基金の状況 (単位:百万円)

		平成28年度			
	平成 27 年度末			年度末現在高	
基金名	現在高	積立額	取崩額	(見込)	
	А	В	C	D=A+B-C	
財政調整基金	482	2 6	_	5 0 8	
減 債 基 金	134	7	_	141	
その他目的基金	609	7 8	2 6	661	
合 計	1,225	111	2 6	1,310	

#### □一般会計分 地方債現在高 (単位:百万円)

		平成28年度					
	平成 27 年度末			年度末現在高			
区分	現在高	発行額	償還額	(見込)			
	А	В	C	D=A+B-C			
地方債合計	2,193	340	261	2,272			
(うち臨時財政対策債)	(463)	(37)	(45)	(455)			

### 年金生活者等支援臨時福祉給付金 申請受付始まります!

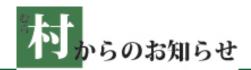
先月号でも掲載(P.3)しました、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の受付が開始されます。給付の対象者と思われる方に対して、準備が整い次第、案内文書を郵送しますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

また、対象であるにもかかわらず、申請期間が始まっても通知が届かない場合は、下記までご連絡ください。

■ 申請期間(予定) 平成 28 年 4 月 28 日(木)~平成 28 年 7 月 29 日(金) 【連絡先・窓口】

いきいきふれあいセンター(役場保健福祉課)臨時福祉給付金係 279-7100





# 軽自動車税の変更について

平成28年度から原動機付き自転車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の税率が引き上げとなります。 三輪及び四輪以上の軽自動車については、新しい税率が適用されます。

#### 【原動機付自転車等】

平成28年度から税率が引き上げとなります。

	<b>事任区八</b>	税率(年額)		
	車種区分	平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付自転車	50cc 以下	1,000円	2,000 円	
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円	
	90cc 超 125cc 以下	1,600円	2,400 円	
	ミニカー	2,500 円	3,700 円	
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円	2,400 円	
	その他のもの	4,700 円	5,900 円	
軽2輪	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円	
2輪の小型自動車	250cc 超	4,000円	6,000円	

#### 【三輪以上の軽自動車】

新しい税率が適用されます。

					税率(年	<b>年額</b> )			
	<u> </u>				※ 2 軽課税率				
	車種区分	ヷ	平成27年度	100 a to 100 to	電気軽自動	ガソリン車・	ハイブリット	*3 =======	
			1772	/ <sup>十/2</sup>   ※1新税率	車・天然ガス軽自動車	基準1	基準2	重課税率	
3 輪			3,100円	3,900 円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	
	乗用	営業用	5,500円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200円	
4 輪	来用	自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100円	12,900 円	
<del>*</del>	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500円	
	貝彻用	自家用	4,000 円	5,000円	1,300 円	2,500 円	3,800円	6,000円	

- ※1 新税率の適用車 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両
  - ・平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両は、重課税率の適用となるまで、旧税率が適用されます。
- ※2 軽課税率の適用車 一定の環境性能を有する車両
  - ・天然ガス軽自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上 窒素酸化物を提言する車両に限ります。
  - ・基準1 乗用車は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物用車は平成27年度燃費基準+35% 達成車・基準2 乗用車は平成32年度燃費基準達成車、貨物用は平成27年度燃費基準+15%達 成車
- ※3 重課税率の適用車 最初の新規検査から13年を経過した車両